

# 令和7年度 清須市立西枇杷島小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行っていく。

また、全ての教職員は、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように継続的かつ組織的に対応していく。

そのために、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・地域・その他の関係者は、情報交換を密にするなどの連携の下、いじめの問題を克服していく。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応し、以下の役割を担う。

「いじめ・不登校対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭を中核にして全教職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・警察官経験者等の外部専門家等を加える。

### (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート等を行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

### (2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度当初に職員会議や教員研修等を実施し、「学校いじめ防止基本方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

### (3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

### (4) いじめ事案への対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめ不登校対策委員会で報告共有し問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを

進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、人権教育の充実を図る。また、1枚ポートフォリオを使用して道徳教育を推進し、命や思いやりの大切さなどの道徳的心情と実践意欲を育てる。

エ 道徳科や総合的な学習の時間に情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

## (2) いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

## (3) いじめに対する対応

ア いじめの発見・通報を受けた場合、迅速かつ組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。(継続的なケアを行う)

ウ 加害児童には教育的配慮の下に毅然とした姿勢で指導や支援を行う。(保護者協力のもと行為の意味を確認させ、成長支援につながる指導を行う)

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携の下に取り組む。

オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## 4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて外部の専門家、関係機関と連携しながら対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して個人情報に留意し、適切な情報を提供する。

(4) 児童の命や安全を守ることを最優先に、場合によっては警察との連携を徹底する。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針を始めとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケート等を行い、「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を計画的に実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページ等に掲載し、保護者や地域に周知する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。